

第1章 計画策定にあたって

1. 第4期酒田市地域福祉計画策定の背景及び趣旨

人口の減少と少子高齢化、核家族化の進行、ICT通信機器の浸透による日常生活の変化、新型コロナウイルス感染症の影響による地域行事等の中止など、社会環境は著しく変化しました。それに伴い、地域における住民同士の交流形態も大きく変わり、地域住民相互のつながりが希薄化してきています。また世帯構成の少人数化が進み、家庭内においても個々のかかわりが減少し、家族のつながりが希薄化していくことが懸念されます。

福祉においては、地域福祉の担い手不足や、買い物や通院などの日常生活への支援などの課題に加え、ひきこもり、生活困窮者の増加、高齢者や障がい者、児童への虐待やDV、認知症高齢者や障がい者の権利擁護など、多くの課題が顕在化しています。さらに、さまざまな課題が複合的に絡み合い、より一層多様化・複雑化する事例が増加していくことが懸念されます。

地域や家族を取り巻く状況が大きく変化する中、すべての人が住み慣れた地域の中で安心して生活していくためには、市民参加による幅広い地域福祉の取り組みや、ボランティア、NPO法人並びに事業所等が地域と相互に連携し、地域全体で支え合う社会の実現が求められます。公共の福祉サービス制度の狭間にある人を地域住民相互の助け合いで支え、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動によって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティを創ることが命題となっています。

酒田市では平成28年度に「第3期酒田市地域福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定し、地域の様々な課題解決に取り組んできました。この度、第3期計画の評価を行ったうえで、より良い地域福祉の実現のため「第4期酒田市地域福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定し、従来の課題に加え新たな課題についても取り組んでいきます。

本計画では、これまでの取り組みや社会状況を見据えながら、『暮らしと生きがいと共に創り支え合う酒田 ～社会包摂による共生社会の実現を目指して～』を基本理念とし、『共に支え合い、地域が「つながる」まち』、『誰もが安心できる、福祉が「つながる」まち』、『ひと・こころを育て、未来に「つながる」まち』の3つを基本目標として地域福祉の取り組みについて決めました。行政、社会福祉協議会、福祉サービス実施機関、各種団体、地域、住民が一体となり、「地域共生社会」を実現するため、より具体的かつ包括的に、地域福祉の方向性と施策を明らかにしています。

2. これまでの取り組み

○第1期酒田市地域福祉計画（平成19年度～平成22年度）

「地域福祉」への相互理解、気運の醸成、交流拠点づくり、ボランティア・NPO活動の推進を重点項目としました。市民・事業所・関係機関、行政等が連携して実施し、これら事業は着実に地域に根差しました。市役所福祉総合案内の設置、安心生活創造事業による高齢者等への見守り活動と生活課題の把握、災害時要援護者避難支援台帳の整備、高齢者の元気な地域づくりのための老連大学事業、地域ぐるみで子育てを支援する地域子育て応援事業などの新たな事業に取り組みました。

○第2期酒田市地域福祉計画（平成23年度～平成27年度）

コミュニティ振興会を中核とした地域福祉活動の推進、高齢者が安心して生活するための見守り体制の充実、市における福祉相談体制及び孤立する高齢者等の援助体制の強化、新たな課題（交通、買い物、除雪等）に対する支援、災害時の要援護者の支援体制づくりに、重点的に取り組みました。社会福祉協議会と連携した地域支え合い活動推進事業（琢成地区のよろずや琢成、日向地区の除雪ボランティア・防災マップづくり等）、居場所づくり事業（地域高齢者支え合い事業）、救急安心カード整備事業、社会福祉協議会による成年後見事業開始を実施しました。

○第3期計画（平成28年度～令和3年度）

「つながりを大切にし 共に支え合うまち」「安全で安心して暮らせるまち」「地域福祉サービスの充実したまち」「世代をこえて ひと ころを育てるまち」の4つの基本目標を定め、具体的な事業に取り組みました。市内社会福祉法人の連携・協働によるふくし出前講座・ふくし共育出前講座の実施、障がい者差別支援地域協議会の設置及び条例の制定、全ての子ども及び妊産婦、その家族の福祉等に関する相談支援を実施する子ども・家庭総合支援室の設置を行いました。

3. 国等の動き

国では平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されたほか、「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」が開催されました。その後、平成29年2月厚生労働省より「地域共生社会」の実現に向けた改革工程が示されました。

【全国的な課題】

- ・ 少子高齢化と人口減少社会の進行

- ・高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- ・高齢者、障がい者、子育て世代といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化（ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立・孤独、老老介護、閉じこもり、虐待、8050世帯、ごみ屋敷など）

平成30年4月に社会福祉法が改正され、「第107条市町村地域福祉計画」の記載内容に以下に掲げる各項目のうち、「一」、「五」の2項目が新たに加わり、関連計画の上位計画として位置づけられ、策定にあたっての「ガイドライン」が示されました。

【市町村地域福祉計画】

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（包括的な支援体制整備）

4. 計画の位置づけ

○地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、同条に挙げられた5つの事項を一体的に定め、本市の地域福祉を推進する計画です。

○再犯防止計画の位置づけ

本計画に再犯の防止等の推進に関する施策について盛り込み、再犯防止推進法に基づき策定される「地方再犯防止推進計画」と位置付けます。

○成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

本計画に成年後見制度の利用促進に関する施策について盛り込み、成年後見制度利用促進法及び国が定める成年後見制度利用促進基本計画に基づき策定される「成年後見制度利用促進基本計画」と位置付けます。

5. 計画の期間

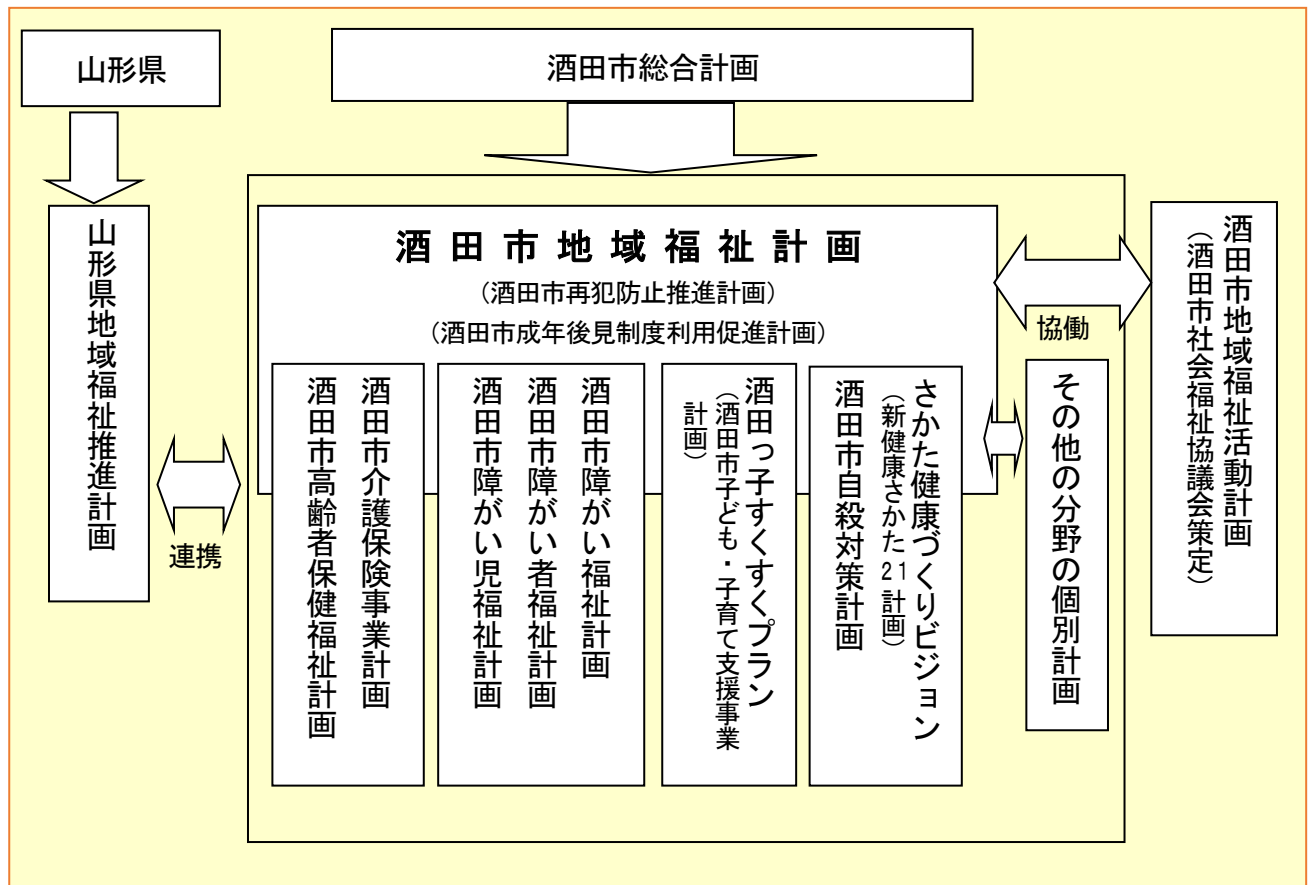
本計画の計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

6. 関連する計画等との関係

酒田市の福祉を推進していく上での基本計画とします。地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通の事項を、酒田市総合計画と整合性を図りながら、「地域」や「生活」といった視点で横断的に取りまとめ、縦割りとせず総合化することで、酒田市の地域福祉に必要な考え方、方向性、取り組み方法を集約し、地域の福祉力を高めていきます。

また、酒田市社会福祉協議会が策定する「酒田市地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域住民や行政、福祉団体等と連携して取り組む具体的な地域福祉活動を定めたものです。酒田市と酒田市社会福祉協議会は、車の両輪のように連動しながらそれぞれの計画を推進していくことが重要です。

◎酒田市地域福祉計画イメージ図



7. 計画の策定体制

(1) 庁内体制

地域福祉に関連する関係部課等で構成するワーキンググループや関係部課長会議を実施し、現状の分析や課題の整理を行い、本計画の原案を作成しました。

(2) 地域住民等の意見

本計画の策定にあたり、地域の方々の意見を計画に反映しました。

○地域福祉に関するアンケートの実施

地域福祉に関する市民の意識及び実態を調査し、地域福祉計画策定にあたっての基礎資料とするために令和2年度に市民アンケートを実施しました。

○学区・地区社協での意見聴取会の開催

令和2年度から3年度に36地域で地区懇談会を開催しました。そこでは、認知症・病気や介護などの不安、日常生活での困りごとや相談窓口、緊急時・災害時の不安、地域の新たな困りごと、地域福祉活動の担い手・育成、再犯防止の推進など地域の課題について話し合われました。

○パブリックコメントの実施

令和4年2月16日から令和4年3月7日にかけて、パブリックコメントを実施し、計画書の素案を示し、市民の皆様の意見を募集しました。

(3) 酒田市社会福祉協議会との連携

地域福祉計画と地域福祉活動計画は「車の両輪の関係」にあり、事務局会議を実施し、両計画の検討を行いました。アンケート、意見聴取会、懇話会は共同で行い、計画書は一冊にまとめました。

8. 計画の推進体制

本計画の進行管理は、各計画の進行管理とあわせて行うものとし、計画期間中、社会情勢の変化や制度改革などを踏まえ、必要に応じて計画の評価・点検を行います。

また、本計画の推進に向け、庁内関係部課や関係機関、地域住民と問題意識を共有し、連携を図りながら取り組みます。

《参考》

◎地域福祉とは

地域福祉とは、地域に住むすべての人が、住み慣れた家庭や地域の中で、自分らしく安心して生活を送ることができるように、同じ地域に暮らす仲間とともに地域全体で支え合っていく関係をつくることです。

自分たちが住んでいる「地域」で、何らかの支えを必要としている人やその家族が自立した生活を送ることができるように、また、誰もが自分らしく、よりよく生きることができるように、行政をはじめ、地域住民、事業者が相互に協力して、住み良いまちをつくりあげる取り組みです。

法制上においても、平成12年の社会福祉法改正で、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域福祉を推進する主体と目的を定めています。

◎地域共生社会とは

地域共生社会とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会』です。

人々の生活課題は、介護や子育てなどの福祉分野にとどまらず、住まいや就労、教育といった様々な分野にまたがっています。地域の中で、こうした課題を抱えた人に対し「自分には関係ない」と他人事のように接するのではなく、個人的な課題であったとしても地域住民と一緒に解決に取り組むことで、「私たちがこんなこともできるんだ」という気持ちを醸成し、支援の「受け手」「支え手」に分かれることなく、誰もが役割を持てるように、参加の場や就労の場を地域に見出していくことが「地域共生社会」の実現に必要です。